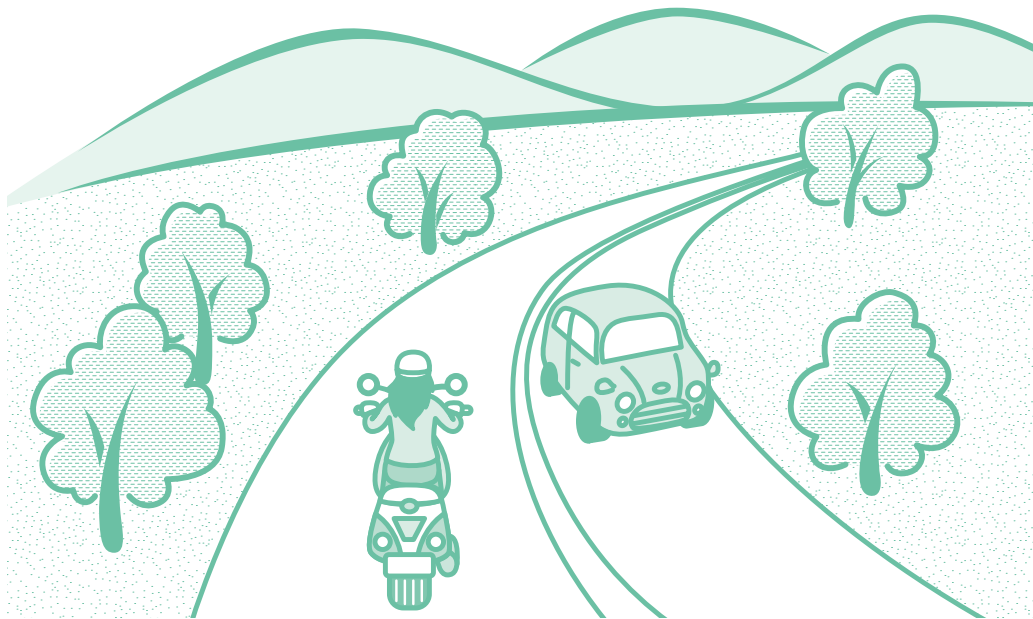


自賠責保険のしおり



ご契約の皆様へ



このたびは弊社をご利用いただきまして有難うございます。

ご承知のとおり、自動車、原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）や軽二輪自動車などを運行する場合には、法律（自動車損害賠償保障法といいます。）によって必ず自賠責保険をつけ、その自賠責保険証明書を自動車に備えつけないといけないことになっています。

また、原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）や軽二輪自動車などは、自賠責保険証明書を備えつけるほか、保険標章（ステッカー）をナンバー・プレート等にはらなければ運行できません。

このしおりには、是非知っておいていただきたい自賠責保険のポイントをまとめましたので、ご一読のうえ自賠責保険証明書と一緒にもちください。

なお、自賠責保険についておわかりにならない点は、ご遠慮なく弊社代理店または弊社（他の損害保険会社でも結構です。）におたずねください。

弊社代理店では、保険契約の締結の代理権を有しており、弊社との委託契約に基づいて、保険契約の締結、保険料の領収、自賠責保険証明書の交付等の業務を行っております。



この冊子は、環境を配慮して
「植物油インキ」を使用しています。



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C022784

2024 年 11 月版

目 次

1. 自賠責保険証明書をお受けとりになったときは	3
(1) 自賠責保険証明書の記載事項に誤りがないか確認してから車に備えつけましょう。	3
(2) 原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）や軽二輪自動車などには、 保険標章（ステッカー）をはりつけましょう。	3
2. ご契約締結後、ご注意いただきたいこと	4
(1) 自動車が譲渡されたとき、ご契約者の住所、ナンバー・プレートがかわったときなど、 自賠責保険証明書の記載事項に変更が生じたとき、または、抹消登録等を受けご契約 を解約されるときは、すぐに手続きをしましょう。	4
《自賠責保険証明書の記載事項に変更が生じた場合》	5
●主な変更事項と確認書類	5
《保険契約を解約する場合》	7
●解約ができる場合と確認書類	7
(2) 原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）や軽二輪自動車の保険の満期には特に ご注意ください。	9
3. 保険金のお支払いは	10
(1) 保険金のお支払いが受けられる場合は	10
(2) 保険金のお支払いが受けられない場合は	10
(3) お支払いの内容は	10
●保険金お支払いの内容（一覧表）	11
4. 保険金のご請求は	12

(1) 万一事故を起こしたときは	12
(2) 保険金を請求できる人は加害者（被保険者）と被害者です。	12
(3) 保険金請求に必要な書類は	12
(4) 時効は	12
●保険金の請求方法と請求できる人（一覧表）	13
●自賠責保険請求提出書類一覧表	14
(5) 請求書類の受付けから支払いまで	16
(6) 保険金等のお支払いに関する情報の提供	16
5. その他知っておいていただきたいこと	17
(1) 自賠責保険証明書と保険標章（ステッカー）の再交付は	17
ご準備いただく書類	17
(2) 無保険のときや、ひき逃げのときは——政府の保障事業へ	17
(3) 自動車事故のご相談は	18
①そんぽ ADR センター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）	18
②公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	19
③公益財団法人 交通事故紛争処理センター	20
(4) 自賠責保険の保険金等のお支払いに関する紛争処理機関	20
(5) ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）の被害者援護制度について	21
ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）一覧表	22
自動車損害賠償責任保険普通保険約款	23
保険料支払に関する特約	33

1. 自賠責保険証明書をお受けとりになったときは

(1) 自賠責保険証明書の記載事項に誤りがないか確認してから車に備えつけましょう。

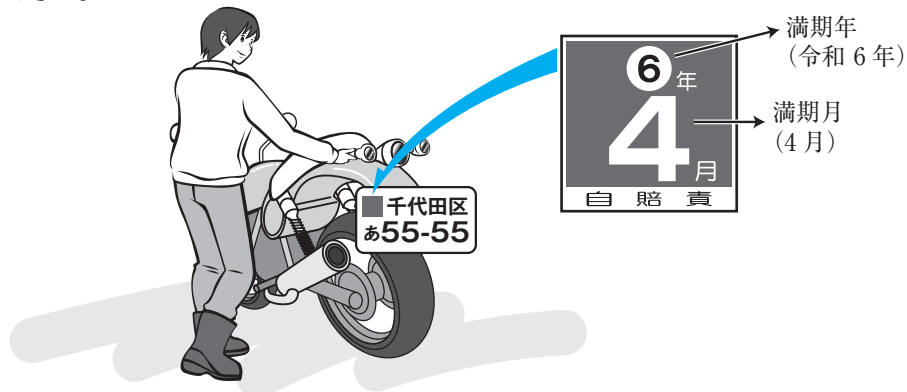
ご契約のときに保険期間（保険のご契約期間）、自動車の種別や自動車のプレート・ナンバーまたは車台番号の間違ひがありますと、保険金請求手続きなどに差し支えることがあります。

証明書をお受けとりになりましたら、その場で記載事項に誤りがないかお確かめのうえ、必ず自動車に備えつけてください。

なお、自賠責保険証明書番号は、証明書の再交付や、保険金請求などの場合に必要ですので、メモなどを残されることをおすすめします。

(2) 原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）や軽二輪自動車などには、保険標章（ステッカー）をはりつけましょう。

原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）や軽二輪自動車などには、保険の満期年月を示す保険標章（ステッカー）をお渡しいたしますので、必ず所定の場所（ナンバー・プレート左上部分など）にはりつけてください。



2. ご契約締結後、ご注意くださいこと

- (1) 自動車が譲渡されたとき、ご契約者の住所、ナンバー・プレートがかわったときなど、自賠責保険証明書の記載事項に変更が生じたとき、または、抹消登録等を受けご契約を解約されるときは、すぐに手続きをしましょう。

ご面倒ですが印鑑および自賠責保険証明書をご準備のうえ、弊社で手続きをしてください。

なお、手続きに当たっては確認書類を必要とする場合があります。くわしくは弊社にお問い合わせください。



《自賠責保険証明書の記載事項に変更が生じた場合》

＊ 自動車の用途や種別がかわった場合には保険料が変わります。その場合保険料をお返しするか、または追加してお支払いいただくことがあります。

●主な変更事項と確認書類

変更の内容	確 認 書 類
譲 渡 (名義変更)	＜譲渡人による手続きの場合＞ ●印鑑証明書、社員証、運転免許証、健康保険証などご契約者本人であることを確認できるもの ●異動承認請求書（あらかじめ異動承認請求書を弊社あてご請求のうえ、譲受人による署名をお願いいたします。） ＜譲受人による手続きの場合＞ ●印鑑証明書（譲渡人のもの）または売買契約関係書類 ●異動承認請求書（あらかじめ異動承認請求書を弊社あてご請求のうえ、譲渡人による署名をお願いいたします。）
車両入替	●旧車両（車両入替前の車両）が無保険自動車としないことを証明する資料として、解約（7、8ページ）の確認書類と同じ書類

変更の内容	車 種	確 認 書 類
ナンバー・プレート がかわった場合 〔種別・用途、 使用の本拠が かわった場合 等〕	登 録 自 動 車	①（新）自動車検査証、②（旧）自動車検査証のコピー、または登録事項等証明書（詳細証明書）
	小型二輪自動車	①（新）自動車検査証、②（旧）自動車検査証のコピー、または検査記録事項等証明書（詳細証明書）
	軽自動車	検査対象車（三・四輪） ①（新）自動車検査証、②（旧）自動車検査証のコピー、または検査記録事項等証明書（詳細証明書）
		検査対象外車（二輪等） ①（新）軽自動車届出済証、②（旧）軽自動車届出済証のコピー、または軽自動車届出済証返納証明書
	原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）	①（新）標識交付証明書、②（旧）標識交付証明書のコピー 等

（注）自賠責保険証明書に車台番号が記載されている場合は、（旧）自動車検査証、（旧）軽自動車届出済証、（旧）標識交付証明書のコピーは不要です。

《保険契約を解約する場合》

* 自賠責保険は他の保険と異なり、任意に解約することは法律で制限されております。

次の場合に限り解約が認められていますので、下記の確認書類のほかに、運転免許証、健康保険証、社員証、印鑑証明書などご契約者本人を確認できる書類および自賠責保険証明書、さらに原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）・軽二輪自動車などのときは保険標章（ステッカー）をご準備ください。これらの書類に加え、弊社の定める解約承認請求書をご提出（提示）いただいたときから起算して所定の保険料をお返しいたします。

なお、始期前に解約された場合であっても、解約にともなう返還保険料はお支払いいただいた保険料の全額とはなりません。

●解約ができる場合と確認書類

	解 約 で き る 場 合	確 認 書 類	
		名 称	発 行 先
登 録 自 動 車	自動車検査証とナンバー・プレート を運輸監理部、運輸支局または 自動車検査登録事務所に提出して、 永久抹消登録、輸出抹消仮登録または 一時抹消登録を受けた場合	●解除事由証明書 ●登録事項等証明書 ●自動車重量税還付申請書 付表1 ●輸出抹消仮登録証明書 ●一時抹消登録証明書 ●登録識別情報等通知書 ●輸出予定届出証明書 のいずれか 一通	運輸監理部、 運輸支局 または自動車検査登録事務所
小型二輪自動車	自動車検査証とナンバー・プレート を運輸監理部、運輸支局または 自動車検査登録事務所に提出した場合	●解除事由証明書 ●検査記録事項等証明書 ●自動車検査証返納証明書 ●輸出予定届出証明書 のいずれか 一通	運輸監理部、 運輸支局 または自動車検査登録事務所

		解 約 で き る 場 合	確 認 書 類	
			名 称	発 行 先
軽自動車	検査対象車 (三・四輪)	自動車検査証とナンバー・プレートを 軽自動車検査協会または全国軽自動車 協会連合会に提出した場合	●解除事由証明書 ●検査記録事項等証明書 ●自動車重量税還付申請書 付表1 ●自動車検査証返納証明書 ●軽自動車検査証返納 確認書 ●輸出予定届出証明書	のいずれか 一通 軽自動車検査 協会 または 全国軽自動車 協会連合会
	検査対象外車 (二輪等)	軽自動車届出済証とナンバー・プレート を運輸監理部、運輸支局、自動車検査登 録事務所または全国軽自動車協会連合 会に提出した場合	●解除事由証明書 ●軽自動車届出済証 返納証明書 ●軽自動車届出済証 返納済確認書	のいずれか 一通 運輸監理部、 運輸支局、 自動車検査登 録事務所 または 全国軽自動車 協会連合会
原動機付自転車 (バイク、電動 キックボード等) 小型特殊自動車		標識番号交付書とナンバー・プレートを 市区町村に提出した場合	●解除事由証明書 ●軽自動車税（種別割） 廃車申告受付書 ●標識交付証明書（返納） ●標識返納証明書 等	のいずれか 一通 市区町村
重 複 契 約		一台の自動車に二つ以上の契約がつい ている場合（先に終期がくる契約を解約 できます。）	他の自賠責保険証明書または自賠責共済 証明書	——

（注１）解体証明書を確認書類とすることはできません。

（注２）軽自動車届出済証返納済確認書は2019年6月28日をもって交付廃止されております。

(2) 原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）や軽二輪自動車の保険の満期には特にご注意ください。

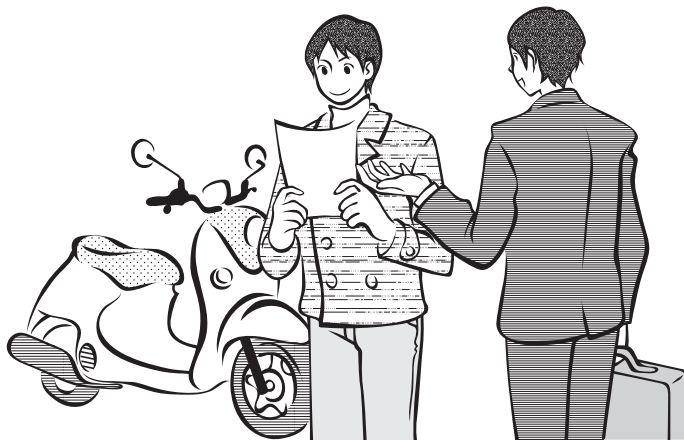
原動機付自転車（バイク、電動キックボード等）や軽二輪自動車には車検制度がないので、継続契約をつい忘れがちです。保険の満期が近くなったときには、最寄りの弊社代理店または弊社にて継続契約の手続きをおとりください。

なお、一般的に、長期契約ほどお支払いいただく保険料は割安になります。契約更新漏れを防ぐためにも、なるべく長い保険期間での契約をご検討ください。

- 契約をご継続の際には、車台番号とプレート・ナンバーおよび自動車の種別をお知らせください。

なお、これらは標識交付証明書、軽自動車届出済証等でご確認いただけます。

- 無保険で走ると、1年以下の懲役または50万円以下の罰金、さらに違反点数6点となり免許停止処分となりますので、満期前1ヵ月以内になったら、お早めにご継続の手続きをおとりください。



3. 保険金のお支払いは

(1) 保険金のお支払いが受けられる場合は

自動車の運行によって他人を傷つけたり、死亡させたりしたために、被保険者（保険の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者）が損害賠償責任を負担した場合の損害について保険金のお支払いが受けられます。（人身事故に限ります。）

（注）保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人、陸送業者なども含まれます。

(2) 保険金のお支払いが受けられない場合は

次のような場合には、保険金のお支払いが受けられませんのでご注意ください。

- ① 電柱に衝突したりして、被保険者自身が負傷したようないわゆる自損事故の場合
- ② 保有者が次の3つの条件をすべて立証できる場合
 - （イ）自己および運転者が自動車の運行について注意を怠らなかったこと
 - （ロ）被害者または運転者以外の第三者に故意・過失があったこと
 - （ハ）自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったこと
- ③ 保険契約者または被保険者の悪意によって、損害が生じた場合
- ④ 一台の自動車に重複して自賠責保険の契約がついているときは、締結したときがもっとも早い契約で保険金が支払われ、他の契約からは重複して支払われません。

(3) お支払いの内容は

お支払額は、11 ページの表の基準により損害額を調査のうえ、お支払い限度額の範囲内で決定されます。

●「損害保険契約者保護機構」による保険契約者保護について

自賠責保険契約は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社の経営が破綻した場合であっても、保険金、返れい金等は全額補償されます。

●保険金お支払いの内容

2024 年 11 月 1 日現在

	お支払い限度額	お支払いする内容
傷 害 の 場 合	傷害による損害 被害者 1 人につき最高 120 万円	治療関係費……応急手当費、診察料、入院料、投薬料、手術料、処置料、通院費、看護料、諸雑費、柔道整復等の費用、義肢等の費用、診断書等の費用、文書料など原則として実費とし、治療・療養に必要なかつ妥当な額をお支払いいたします。 休業損害……1 日につき 6,100 円をお支払いいたします。ただし、立証資料等により 1 日につき 6,100 円を超えることが明らかな場合は、1 日につき 19,000 円を限度として、実額をお支払いいたします。 休業損害の対象日数は実休業日数を基準とし被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して、治療期間の範囲内で決められます。 慰謝料……1 日につき 4,300 円をお支払いいたします。 慰謝料の対象日数は被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して、治療期間の範囲内で決められます。
	後遺障害による損害 障害の程度により被害者 1 人につき ●神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき…最高 4,000 万円 随時介護のとき…最高 3,000 万円 ●上記以外の場合 (14 等級あります) 第 1 級…最高 3,000 万円 第 14 級…最高 75 万円	逸失利益 (後遺障害がなければ得られたはずの収入) 慰謝料等 ●神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護が必要なときは 1,650 万円 (被扶養者がいるときは 1,850 万円)、 随時介護が必要なときは 1,203 万円 (被扶養者がいるときは 1,373 万円) また、初期費用等として、常時介護が必要なときは 500 万円、随時介護が必要なときは 205 万円が加算されます。 ●上記以外の場合 障害の程度により、第 1 級 1,150 万円～第 14 級 32 万円 (第 1 級、第 2 級、第 3 級該当者で被扶養者がいるときは、第 1 級 1,350 万円、第 2 級 1,168 万円、第 3 級 1,005 万円)
死 亡 の 場 合	死亡による損害 被害者 1 人につき最高 3,000 万円	葬儀費……100 万円 逸失利益 (生きていれば得られたはずの収入) 死亡本人の慰謝料……400 万円 遺族の慰謝料……遺族の人数により 550 万円～750 万円 なお、被害者に被扶養者がいるときは、この金額に 200 万円加算します。
	死亡に至るまでの傷害による損害 被害者 1 人につき最高 120 万円	傷害による損害の場合と同じです。

(注) 次のような場合には保険金を減額してお支払いいたします。

- 被害者に重大な過失があるとき。
- 受傷と死亡との間および受傷と後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難なとき。

4. 保険金のご請求は

(1) 万一事故を起こしたときは

事故を起こしたときは、まずケガ人の救護につとめ、それとともに必ず警察に届出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを弊社にお知らせください。

なお、事故（損害賠償）の解決方法には示談、調停、裁判がありますが、**円満な解決のためには、お見舞、おわび、死亡事故の場合の葬儀参列等、加害者が被害者に対してできる限り誠意をつくすことが、何より大切です。**

(2) 保険金を請求できる人は加害者（被保険者）と被害者です。

保険金の請求には、本請求のほか、仮渡金があります。請求の方法と請求できる人は13ページの表のとおりです。

(3) 保険金請求に必要な書類は

保険金をご請求になる場合に必要書類は14、15ページの一覧表のとおりです。請求方法に応じて必要書類をお取りそろえのうえ弊社へご提出ください。

(4) 時効は

- ① 3年で時効となりますので、早めに請求しましょう。

加害者請求の場合は被害者に損害賠償金をお支払いになった日の翌日から、被害者請求（仮渡金をふくみます。）の場合は、通常、事故があった日の翌日から、3年で時効となり、それ以後は請求できなくなりますので、お早めにご請求ください。

- ② 3年以内に保険金の請求ができないときは

治療が長引いたり、後遺障害が確定しないとき、また、加害者と被害者の話し合いがつかないなど、3年以内に保険金の請求ができそうにないときには、前もって弊社にご相談ください。

●保険金の請求方法と請求できる人

請求者 請求方法	加 害 者	被 害 者
本 請 求	●加害者がまず被害者に損害賠償金を支払ったうえで、その領収証その他必要書類を添えて保険金の請求ができます。 ●実際に被害者に支払った金額についてだけ請求できることになっています。	●加害者の加入している保険会社に直接、診療報酬明細書等必要書類を添えて損害賠償額の請求ができます。
仮 渡 金	●請求できません。	●当座の出費をまかなうために、前払い金として請求できます。支払われる金額は、 ①死亡の場合……290万円 ②傷害の場合……その程度に応じて40万円、20万円、5万円の3段階があります。

- (注1) 仮渡金は、最終的に保険金としてお支払いする金額が決定したときに差引き精算されます。仮渡金は保険金の前払いですので、お支払いする金額が既にお支払い済みの仮渡金より少ないときはその差額を、また、加害者に責任がないと認められるときなどはその全額をお返しいただくことになります。
- (注2) 被害者請求をする場合には、加害者が契約している自賠責保険で請求することになりますので、保険会社名、自賠責保険証明書番号の確認が必要です。
- なお、加害者から支払いを受けた損害については保険金から差引かれます。
- (注3) 保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で、請求額が損害額を下回ると思われる場合には、示談や調停などが成立していない場合に限って保険金の追加請求ができることを被害者にお知らせすることになっています。

●自賠責保険請求提出書類一覧表

加害者請求 の場合		提 出 書 類
死亡	傷害	イ. 仮渡金請求の際に提出していただいた書類は、保険金や損害賠償額請求の場合には再提出していただく必要はありません。
保険金		ロ. 太字の用紙は弊社に備えつけてあります。
○	○	1. 保 険 金 損害賠償額 支払請求書 仮 渡 金
○	○	2. 交通事故証明書 $\left[\begin{array}{l} \text{交通事故証明書交付申請書は、警察署、交番、駐在所、} \\ \text{または弊社に備えつけてあります。} \end{array} \right]$
○	○	3. 事故発生状況報告書
○	○	4. 医師の診断書または死体検案書（死亡診断書）
○	○	5. 診療報酬明細書
○	○	6. 通院交通費明細書
○	○	7. 休業損害、看護料等の立証資料 休業損害の証明は、 (1) 給与所得者……事業主の 休業損害証明書 （源泉徴収票添付） (2) 自由業者、自営業者、農林漁業者…確定申告書控または所得額の記載されている納税証明書、課税証明書
○	○	8. 被害者の領収証等加害者の支払を証明する書類および示談書（示談成立の場合のみご提出ください。）
○	○	9. 保険金等の受領者が請求者本人であることの証明（印鑑証明書） 被害者が未成年者でその親権者が請求の場合は、上記のほか、当該未成年者の住民票または戸籍抄本が必要です。
○	○	10. 委任状および（委任者の）印鑑証明書 被害者または加害者が第三者に委任し請求する場合、また死亡事故で請求権者が数名ある場合は、原則として1名を代理者とし、他の請求権者全員の委任状および印鑑証明書が必要です。
○		11. 戸籍謄本

取 り 付 け 先	被害者請求の場合			
	死 亡		傷 害	
	損 害 賠償額	仮渡金	損 害 賠償額	仮渡金
	◎	◎	◎	◎
事故が発生した場所を管轄する各都道府県（方面）の自動車安全運転センター（自動車安全運転センターへの申請方法は郵便振替と窓口申請等があります。）	◎	◎	◎	◎
事故当事者等事故状況に詳しい人	◎	◎	◎	◎
診断書は、治療を受けた医師または病院	◎	◎	◎	◎
治療を受けた医師または病院	◎		◎	
	◎		◎	
休業損害証明書は事業主 納税証明書・課税証明書等は税務署または市区町村	○		○	
住民票は住民登録をしている市区町村、 戸籍抄本は本籍のある市区町村	○	○	○	○
印鑑登録をしている（住民登録をしている）市区町村	○	○	○	○
本籍のある市区町村	◎	◎		

（注１）提出書類はふつう◎印と○印のものがが必要です。
ただし、○印のものについては早急に取りそろえることが困難なときは、取りあえず◎印のものをご提出いただければ請求を受付けます。この場合○印のものは後日、弊社または自賠責損害調査事務所に提出していただくことになります。

（注２）左記以外の書類が必要なときは、自賠責損害調査事務所からご連絡いたします。

(5) 請求書類の受付けから支払いまで

たくさんの請求をすみやかに、しかも公平に処理するために、弊社で受付けた請求は、損害保険料率算出機構・自賠責損害調査事務所が調査いたします。弊社はその結果に基づいて最終的に保険金を決定してお支払いいたします。

※必要となる書類をご提出いただく等、必要な手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うために必要な事項の確認を終えて保険金をお支払いします。（特別な照会または調査が不可欠な場合には、弊社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知し、約款に定める日数までに保険金をお支払いします。）

(6) 保険金等のお支払いに関する情報の提供

加害者（被保険者）または被害者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断できるようにするために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報を書面により提供いたします。

- ① 支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要（保険金等を請求された時点）
- ② お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由（保険金等をお支払いした時点）
- ③ お支払いできなかった場合、その理由（お支払いできないことが確定した時点）
また、上記に加えて必要な追加情報を請求することができます。

5. その他知っておいていただきたいこと

(1) 自賠責保険証明書と保険標章（ステッカー）の再交付は

自賠責保険証明書または保険標章（ステッカー）を紛失したり汚損したときには、次の書類をご準備のうえ、弊社へご連絡ください。再交付いたします。

ご準備いただく書類

	自賠責保険証明書の場合	保険標章の場合
紛失したとき	印鑑証明書、運転免許証などご契約者本人であることを確認できるもの	自賠責保険証明書
汚損したとき	汚損した自賠責保険証明書	自賠責保険証明書、汚損した保険標章

（注）自賠責保険証明書の再交付には、もとの自賠責保険証明書番号が必要です。

(2) 無保険のときや、ひき逃げのときは——政府の保障事業へ

自賠責保険をつけていない自動車にひかれた場合や、ひき逃げ事故で加害者が不明の場合などは、自賠責保険の保険金の支払いを受けられませんので、加害者にかわって政府が被害者に自賠責保険に準じた支払いを行います。

なお、このお取扱いも損害保険会社が行っていますので、くわしくは弊社におたずねください。

(3) 自動車事故のご相談は

自動車事故に関するご相談は、弊社のほか、次のような相談機関で、無料で受け付けておりますので、あわせてご利用ください。

① そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）（損害保険全般）

一般社団法人 日本損害保険協会が次の2ヵ所に設置しており、自賠責保険、自動車保険を含む損害保険に関する一般的なご相談を受け付けています。

また、保険業法に基づく指定紛争解決機関（金融ADR機関）として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援（和解案の提示等）を行っています。

2024年11月1日現在

そんぽADRセンター ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）

0570-022808

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

※以下の直通電話もご利用いただけます。電話リレーサービス、IP電話からの発信でナビダイヤルがご利用いただけない場合もこちらにおかけください。

センター名	電話番号
そんぽADRセンター東京	03 - 4332 - 5241

センター名	電話番号
そんぽADRセンター近畿	06 - 7634 - 2321

※受付日時は、月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く）の午前9時15分～午後5時です。

② 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター（自動車事故全般）

日本弁護士連合会（日弁連）が設置した機関で、全国各地に面接相談所が設置されています。

☆印の相談所では、弁護士による無料の示談あつ旋・審査業務も行っています。

2024年11月1日現在

所在地	電話番号
本部☆	03-3581-4724
札幌☆	011-251-7730
函館	0138-41-0232
旭川	0166-51-9527
釧路	0154-41-3444
青森	017-777-7285
岩手☆	019-623-5005
仙台☆	022-223-2383
秋田	018-896-5599
山形☆	023-635-3648
福島	024-536-2710
郡山	024-936-4515
茨城☆	029-221-3501
栃木☆	028-689-9001

所在地	電話番号
群馬☆	027-234-9321
埼玉☆	048-710-5666
千葉☆	043-227-8530
東京☆	03-3581-1782
横浜☆	045-211-7700
山梨☆	055-235-7202
長野☆	026-232-2104
新潟☆	025-222-5533
富山☆	076-421-4811
石川	076-221-0242
福井☆	0776-23-5255
岐阜☆	058-265-0020
静岡☆	054-252-0008
沼津☆	055-931-1848

所在地	電話番号
浜松☆	053-455-3009
名古屋☆	052-565-6110
三重☆	059-228-2232
滋賀☆	077-522-2013
京都☆	075-231-2378
大阪☆	06-6364-8289
兵庫☆	078-341-1717
奈良☆	0742-26-3532
和歌山☆	073-422-4580
鳥取	0857-22-3912
島根	0852-21-3450
岡山☆	086-234-5888
広島☆	082-225-1600
山口☆	0570-064-490

所在地	電話番号
香川☆	087-822-3693
徳島	088-652-5768
愛媛☆	089-941-6279
高知☆	088-822-4867
福岡☆	092-741-3208
北九州☆	093-561-0360
佐賀☆	0952-24-3411
長崎	095-824-3903
熊本☆	096-325-0009
大分☆	097-536-1458
宮崎	0985-22-2466
鹿児島☆	099-226-3765
那覇☆	098-865-3737

なお、以下の電話番号で、弁護士による10分程度の電話相談も行っています（相談料・通話料無料）。

〔電話番号〕 0120-078325（フリーダイヤル）月曜～金曜（土・日・祝日を除く）10:00～19:00

※国際電話、IP電話からの相談のお電話は（03-3581-1770）にて受け付けております。

月曜日～金曜日（祝日を除く）10:00～15:30（12:30～13:00は休憩時間）

③ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター（自動車事故全般）

自動車事故に伴う損害賠償の紛争を解決するため、中立公正な立場で和解斡旋および審査を行っている公益財団法人です。全国11ヶ所に設置されています。

2024年11月1日現在

支部名	電話番号
東京本部	03-3346-1756
札幌支部	011-281-3241
仙台支部	022-263-7231
名古屋支部	052-581-9491

支部名	電話番号
大阪支部	06-6227-0277
広島支部	082-249-5421
高松支部	087-822-5005
福岡支部	092-721-0881

支部名	電話番号
さいたま相談室	048-650-5271
金沢相談室	076-234-6650
静岡相談室	054-255-5528

受付時間 平日 月曜日～金曜日（祝祭日と12月29日～1月3日を除く）
午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

(4) 自賠責保険の保険金等のお支払いに関する紛争処理機関

自賠責保険の保険金等について、万一にもご納得いただけなかったときのために、裁判外紛争処理機関として、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構が設置されています。

この機関は、国土交通大臣および内閣総理大臣の指定を受け、自賠責保険の保険金等のお支払いについて、公正中立で専門的な知見を有する弁護士・医師・学識経験者が、原則無料で、紛争の当事者に対して書面による調停を行います。

また、自賠責保険の支払いをめぐる相談等の対応も行っています。

2024年11月1日現在

電話番号	0120-159-700（フリーダイヤル）
------	-----------------------

受付時間 午前9時～12時、午後1時～5時
（土日、祝日、年末年始（12/28～1/4）は除く）

(5) ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）の被害者援護制度について

ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）は、全国50カ所に支所を設置し、自動車事故を原因として介護を要する重度の後遺障害をお持ちの方への介護料支給や、生活資金貸付（交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付、政府保障事業の保証金一部立替貸付）などを行っています。

また、自動車事故で脳を損傷し、重度の意識障害を負った方を専門に治療及び看護を行う療護施設の設置・運営を行っています。

ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）一覧表（2024年11月1日現在）

所在地	電話番号
本 部	03-5608-7560
札 幌	011-218-8155
函 館	0138-88-1007
釧 路	0154-32-7021
旭 川	0166-40-0111
仙 台	022-204-9902
福 島	024-522-6626
岩 手	019-652-5101
青 森	017-739-0551
山 形	023-609-0500
秋 田	018-863-5875
新 潟	025-283-1141
長 野	026-480-0521

所在地	電話番号
石 川	076-239-3207
富 山	076-421-1631
東 京	03-3621-9941
神奈川	045-471-7401
千 葉	043-350-1730
埼 玉	048-824-1945
茨 城	029-226-0591
群 馬	027-365-2770
栃 木	028-651-2701
山 梨	055-262-1088
名古屋	052-218-3017
静 岡	054-687-3421
岐 阜	058-263-5128

所在地	電話番号
三 重	059-350-5188
福 井	0776-22-6006
大 阪	06-6942-2804
京 都	075-694-5878
兵 庫	078-271-7601
滋 賀	077-585-8290
奈 良	0742-32-5671
和歌山	073-431-7337
広 島	082-297-2255
鳥 取	0857-24-0802
島 根	0852-25-4880
岡 山	086-232-7053
山 口	083-924-5419

所在地	電話番号
高 松	087-851-6963
徳 島	088-631-7799
愛 媛	089-960-0102
高 知	088-831-1817
福 岡	092-451-7751
佐 賀	0952-29-9023
長 崎	095-821-8853
熊 本	096-322-5229
大 分	097-558-3155
宮 崎	0985-53-5385
鹿児島	099-213-7250
沖 縄	098-916-4860

療護施設一覧表（2024年11月1日現在）

東北療護センター	022-247-1171
千葉療護センター	043-277-0061

中部療護センター	0574-24-2233
岡山療護センター	086-244-7041

自動車損害賠償責任保険普通保険約款

(責任の範囲)

第1条 当会社は、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「証明書」といいます。）記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）における運行によって他人の生命または身体を害すること（以下「事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この約款の条項に従い、保険金を支払います。

(定義)

第2条 この約款において「自動車」、「運行」、「保有者」または「運転者」とは、それぞれ自動車損害賠償保障法(以下「法」といいます。)第2条に規定する自動車、運行、保有者または運転者をいいます。

2 この約款において「被保険者」とは、被保険自動車の保有者およびその運転者をいいます。

(損害の範囲および責任の限度)

第3条 第1条（責任の範囲）の損害は、被保険者が被害者に支払った損害賠償金および被保険者が被

害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用とします。

2 当会社が支払うべき保険金（第1条の規定による保険金をいいます。以下同様とします。）の額は、自動車損害賠償保障法施行令第2条に定める保険金額（以下「保険金額」といいます。）を限度とします。ただし、法第16条第1項の規定による損害賠償額（以下「損害賠償額」といいます。）の支払がある場合には、保険金と損害賠償額の合計額について、保険金額を限度とします。

(保険責任の始期および終期)

第4条 当会社の保険責任は、保険契約が成立した時に始まり、保険期間の末日の午前12時に終わります。ただし、あらかじめ、保険契約者の意思により、保険期間の始期が定められた場合は、当会社の保険責任は、その時に始まり、保険期間の末日の午前12時に終わります。

(告知義務)

第5条 保険契約者または被保険者になる者は、保険

契約締結の際、当会社が告知を求めた法第20条に規定する事項（以下この条において「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

2 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することができます。ただし、当会社がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。

3 前項本文の規定は、保険契約者または被保険者が書面をもってその訂正を申し出て当会社がこれを承認した後、または当会社が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは保険契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しません。

4 第2項の解除は、保険契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。

5 当会社は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により保険金または損害賠償額を支払ったときは、保険契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。

6 当会社は、第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を訂正する必要があるときは、保険料の差額を返還し、または請求します。

（通知義務）

第6条 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(1) 法第20条に規定する事項について変更したとき。

(2) 被保険自動車が法第10条に規定する自動車となったとき。

(3) その他証明書記載事項について変更したとき。

2 前項第1号の変更の通知があった場合または当会社が通知なくしてその事実を知った場合において、

危険が増加または減少したときは、当会社は、危険が増加または減少した日から起算し日割によって計算した未経過期間に対する保険料と、新たな危険に対応する責任保険（法第5条に規定する責任保険をいいます。以下同様とします。）の契約で保険期間を同じくするものの保険料（当該保険期間の開始後に保険料の変更があった場合には、変更前の保険料）のうち、同一日数につき日割計算により算出した保険料との差額を返還し、または請求します。ただし、返還または請求すべき金額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。

- 3 保険期間中に危険が増加した後に事故が発生し、当会社が保険金または損害賠償額を支払った場合において、保険契約者または被保険者が第1項第1号の変更の通知を怠っていたときは、当会社は、保険契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。ただし、当会社の請求により、事故の発生前に前項に規定する保険料の支払をしたときは、この限りではありません。

（事故の発生）

第7条 事故が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次のことを履行しなければなりません。

- (1) 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。

イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業

ロ 被保険自動車が、道路運送車両法第41条に規定する自動運行装置（以下「自動運行装置」といいます。）を備えているときは、当該装置の作動状況

ハ イに掲げる事項について証人となる者があるときはその者の住所および氏名

ニ 損害賠償の請求を受けたときはその内容

- (2) 前号の書類のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。

- (3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続を

することその他損害の発生および拡大の防止に努めること。

- (4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面により当会社に通知すること。

2 当会社は、前項第3号のために必要または有益であった費用は、第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項に規定する損害の額と合算し、保険金額を限度として保険金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、保険金と損害賠償額の合計額について、保険金額を限度とします。

（訴訟等の費用）

第8条 第1条（責任の範囲）の損害に関し、被保険者と被害者との間の争いが生じた場合、当会社は、被保険者が支出する訴訟、和解または調停等に関する一切の費用を負担しません。

（取消し）

第9条 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもつ

て、保険契約を取り消すことができます。

（解 除）

第10条 保険契約者は、被保険自動車が決の各号のいづれかに該当する場合に限り、当会社に対する書面による通知をもつて保険契約を解除することができます。

- (1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合
- (2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合
- (3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合
- (4) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合
- (5) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局

長に返納した場合

- (6) 臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合

- (7) 関税法第67条の輸出の許可を受けた場合

- 2** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約者は当会社に対する書面による通知をもって、それぞれ保険契約を解除することができます。

- (1) 第6条（通知義務）第1項第2号に規定する事実が生じた場合

- (2) 被保険自動車について他に責任保険の契約または責任共済（法第5条に規定する責任共済をいいます。以下同様とします。）の契約が締結されており、かつ、その契約の保険期間または共済期間の終期がこの保険契約の保険期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合

- 3** 前各項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

- 4** 保険契約者は、第1項および第2項による解除ま

たは第5条（告知義務）第2項による解除の場合は、被保険自動車が保険標章の交付を受けている自動車であるときは証明書および保険標章を、その他の自動車であるときは証明書を当会社へ返納しなければなりません。

（保険契約者の権利および義務の承継）

- 第11条** 被保険自動車が譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が保険契約者の権利および義務を承継することを保険契約者と約し、当会社が保険契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、保険契約者の権利および義務を承継することが約された時からこれについて当会社の承認があったものとみなします。

（保険料の変更）

- 第12条** 保険契約の成立後において、保険期間の開始以前に保険契約に対応する保険料の変更があったときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還し、または請求します。

（保険料の返還）

- 第13条** 第9条（取消し）の規定により、当会社が保険

契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

2 当会社は、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による保険契約の失効の場合または第5条（告知義務）第2項および第10条（解除）の解除の場合（第10条第2項の規定により当会社が解除した場合を除きます。）には、未経過期間に対して当会社の定める解約保険料表による保険料を保険契約者に返還します。

3 前項の場合を除き、当会社は、失効の場合にはその翌日から起算し未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還します。

4 当会社のための責に帰すべき事由により保険契約が解除された場合および当会社が第10条（解除）第2項の規定により保険契約を解除した場合には、当会社は、前項の規定により計算した保険料を保険契約者に返還します。

（保険金の請求）

第14条 被保険者が保険契約に基づいて保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当

会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- (1) 保険金請求書
- (2) 印鑑証明書等、保険金の請求者が本人であることの証明資料
- (3) 公の機関が発行する交通事故証明書
- (4) 事故発生状況報告書
- (5) 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍
- (6) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類
- (7) 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額

を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類

- (8) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類

2 当社は、事故の内容、損害の額、自動運行装置の作動状況等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

3 当社は、特に必要があると認めるときは、当社の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、当社が負担します。

(保険金の支払)

第15条 当社は、被保険者が前条第1項の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」とい

います。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (5) 前各号のほか、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事

項

2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- (1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- (3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

(4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日

(5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

3 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。

（損害賠償額の請求）

第16条 被害者は、法第3条の規定による保有者の損害賠償責任が発生したときは、法第16条の規定に基づき、当会社に対して損害賠償額の支払を請求することができます。

（重複契約の場合の免責）

第17条 当会社は、被保険自動車についてこの保険契約の他に責任保険の契約または責任共済の契約が締結されている場合、締結した時がより早い契約の

保険期間または共済期間と重複する保険期間において発生した事故に対しては保険金、損害賠償額および法第17条第1項の規定による仮渡金（以下この条において「仮渡金」といいます。）を支払いません。

2 当会社は、前項の場合において、損害賠償額の支払または仮渡金の支払（以下この項および第4項において「損害賠償額等の支払」といいます。）の請求に応じて、損害賠償額等の支払をしたときは、当会社または被害者がこの保険契約の他に締結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その支払をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被保険者に対して有する権利を取得します。

3 当会社は、被保険自動車についてこの保険契約の他に責任保険の契約または責任共済の契約が締結されている場合において、締結した時が最も早い契約が、この保険契約を含めて2以上あるときは、この保険契約に関し支払うべき保険金、損害賠償額および仮渡金の額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額については支払いません。

4 当会社は、前項の場合において、損害賠償額等

の支払の請求に応じてその支払をしたときは、当会社または被害者がこの保険契約の他に締結した時が最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払を免れるべき金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被保険者に対して有する権利を取得します。

（悪意による損害の免責）

第18条 当会社は、保険契約者または被保険者の悪意によって発生した損害については、保険金を支払いません。

（指定紛争処理機関）

第19条 当会社が支払うべき保険金または損害賠償額の額の決定について、当会社と被保険者または被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。

2 当会社は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。

（代 位）

第20条 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して被保険者に保険金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額の支払をしたときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

(1) 当会社が損害額の全額を保険金または損害賠償額として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額

(2) 前号以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金または損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額

2 前項第2号の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3 被保険者は、保険金を支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、第1項の債権を行使するために必要な一切の書類を当会社に提出しなければなりません。

(先取特権)

第21条 事故に係る損害賠償請求権者は、被保険者の

当会社に対する保険金請求権について先取特権を有します。

2 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合を除いて、保険金請求権を差し押さえることはできません。ただし、被保険者が損害賠償金を被害者に支払った場合を除きます。

(証明書等の再交付)

第22条 当会社は、証明書または保険標章を次の各号のいずれかに該当する場合に、保険契約者に再交付します。ただし、保険標章の再交付を受ける場合には、保険契約者は証明書を提示しなければなりません。

(1) 損傷または識別困難となった証明書または保険標章の提出があった場合

(2) 盗難、焼失、滅失等により証明書または保険標章を提出することができないときは、これを証する書類の提出があった場合

(準拠法)

第23条 この約款に定めていない事項については、日本の法令によります。

保険料支払に関する特約

(この特約の適用条件)

第1条 この特約は、保険契約者が、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、コード決済その他名称の如何を問わず、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段(以下「キャッシュレス決済手段」といいます。)のうち当会社の指定する方法により保険料(注)を支払う場合に適用されます。

(注) 保険料

保険契約締結時に保険契約者より収受する保険料および保険契約の締結後において自動車損害賠償責任保険普通保険約款に従い当会社が保険契約者へ請求する保険料をいいます。以下同様とします。

(保険料の支払方法)

第2条 保険契約者は、保険料を当会社が指定するキャッシュレス決済手段によって払い込むことができます。

(保険料収受)

第3条 前条の規定により当会社が指定するキャッシュレス決済手段により保険料を払い込む場合は、当会社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段の会員

規約やサービス利用規約等(以下「会員規約等」といいます。)に従い決済手を完了した時に、保険料が払い込まれ、当会社が保険料を収受したものとみなします。

(保険料相当額を領収できない場合の取扱い)

第4条 当会社がキャッシュレス決済手段を提供する者(以下「支払サービス事業者」といいます。)から保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、この特約により、保険契約者に当該保険料を直接に請求することができるものとします。ただし、保険契約者が会員規約等にしたがって支払サービス事業者に保険料相当額の全部または一部を既に支払っているときは、当会社は、その支払った金額について保険契約者に請求することはできないものとします。

(保険料の返還の特則)

第5条 当会社がこの保険契約について保険料を返還する場合には、当会社は、支払サービス事業者からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料を返還します。ただし、次のいずれかの場合については

この限りではありません。

- (1) 当社が前条の規定により保険契約者に保険料を請求し、かつ、保険契約者が遅滞なく当社に当該保険料を払い込んだ場合
- (2) 会員規約等に定める手続きによってキャッシュレス決済手段が使用され、かつ、会員規約等にしたがって支払サービス事業者に保険料相当額の全額が既に払い込まれている場合

(準用規定)

第6条 この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、自動車損害賠償責任保険普通保険約款の規定を準用します。

メ 毛

[illegible]

メ 毛

[illegible]

三井住友海上の主な自賠責保険事故受付窓口

北海道・東北・関東・甲信越

☎ 首都圏損害サポート部
東京自賠責保険金お支払センター

03-5789-6047

北陸・東海・関西・中国・四国・九州

☎ 関西企業自動車損害サポート部
大阪自賠責保険金お支払センター

06-6233-1557

上記の他、各地の保険金お支払センターでも自賠責保険のご請求書類の受付を行っておりますので、ご相談ください。

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

〈チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス〉

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

〈お客さまデスク〉 0120-632-277 (無料)

こちらから
アクセスできます ▶

